

住宅統計調査に協力を
なり、九月下旬に調査員がお伺いしますので、協力をお願いします。当市では全世帯の四分の一が対象となります。この調査は住宅関係の施設に必要な統計をつくるため、五年ごとに実行行われるものです。

選挙人名簿をご覧ください。
九月一日現在で調製した選挙人名簿を、次のとおり掲示しますので、ご覧のうえお確かめください。

期間：9月11日(火)～9月15日(祝)

毎日午前8時30分～午後2時
（最終日は午後3時まで）

会場：厚生会館中ホール

会場：厚生会館小ホール

会場：厚生会館中ホール

会場：選挙管理委員会事務局
(市役所二階)

都市計画公聴会を開催

新しい用途地域等について、ご意見を聴く公聴会を次のとおり開催しますので、多数おでかけください。

なお、公述申込みや用途地域等のくわしい内容はお配りしたパンフレットをご覧ください。

日時：9月15日(祝)午後1時30分
会場：厚生会館中ホール

農転申請は毎月十五日までに

農地等の転用、売買などには、

事前に県知事あるいは農業委員会の許可が必要ですが、この申請書の締切日を毎月十五日に変更しましたのでご注意ください。

広報欄 お知らせ



クでため、飾りものやおきものを作ります。

材料費：200円（当日持参）
申込：9月20日までに中越青少

年文化センター（今朝白

会場）へ

星空を見る会

一日、会場とも午

前九時から午後四時まで。

上組小…%、宮内小…%、厚生

会館…%、千手小…%、南中

四郎丸…%、%、表町小

中島小…%、川崎小…%

神田小…%、北中…%

阪之上小（卓球）…%、

新町小（バレーボール）…%、

千手小（剣道）…%、

小（一般体育）…%、

神田小（フットサル）…%、

大島小（一般体育）…%、

福戸小（一般体育）…%、

大（一般体育）…%、

小（一般体育）…%、

大島小（一般体育）…%、

福戸小（一般体育）…%、

大（一般体育）…%、

小（一般体育）…%、

中（一般体育）…%、

大（一般体育）…%、

福戸小（一般体育）…%、

大（一般体育）…%、

大（一般体育）…%、

大（一般体育）…%、

（一般体育）…%、

一ながおか

市政だより

9月

(No.229)

編集・発行／長岡市広報課（電話代表35-1122）昭和48年9月1日

一 おもな内容

県民いこいの森オープン、市の工事	2
第二長生橋建設促進の経過、16万市民の声	3
特別土地保有税、市立劇場催しもの、市職員募集	4
カメラ・ニュース	5
頑張った長岡勢、ふるさとの公園散歩	6
秋のスポーツ教室、東西南北	7
お知らせ	8



若返り・ぬいぐるみ・盆栽教室…

張り切るゴールデン エージ クラブ

おとしよりの皆さんから、張りのある楽しい毎日を過ごしていただこうと、市のレクリエーション課では毎週それぞれ1回、若返り教室（月）、盆栽教室（水）、紙人形とぬいぐるみ教室（木）を開いています。

名付けて、「ゴールデン エージ クラブ」、60歳以上のクラブ員の皆さんは、「教室の開かれる日が待ち遠しい。」「作品発表会を

ぜひ……。」と張り切っておられます。

参加ご希望の方は、厚生会館分室のレクリエーション課（32-2747）へどうぞ。

(写真)手造りの楽しさ、ぬいぐるみ教室

敬老会のお知らせ

市では9月15日、厚生会館にA地区と栖吉・富曾龟地区のおとしよりをお招きして敬老会を開きます。案内状をご覧になってお問い合わせください。

二 おもな会議

放送ご案内

TV「長岡市だより」
O N S T 新潟総合テレビ（UHF 35ch）毎月、
○ B S N 新潟放送テレビ（VHF 5ch）毎週日曜
ラジオ広報版「長岡市だより」
BSN新潟放送ラジオ（二〇六〇キロヘルツ）
土・日曜日を除く毎日、午後4時00分から3時間

意見を聞く公聴会を次のとおり開催しますので、多数おでかけください。
なお、公述申込みや用途地域等のくわしい内容はお配りしたパンフレットをご覧ください。

フレットをご覧ください。
日時：9月15日(祝)午後1時30分
会場：厚生会館中ホール

農転申請は毎月十五日までに
農地等の転用、売買などには、
事前に県知事あるいは農業委員会の許可が必要ですが、この申請書の締切日を毎月十五日に変更しましたのでご注意ください。

（時間は午後2時から3時30分）

木曜日チビッコ大会

たつのこたろう（前編）

たつのこたろう（後編）

グスクアードリの伝記

（時間は午後3時30分から30分間）

自動車文庫の巡回日程

（時間は午後2時から3時30分）

科学博物館から

生物研究発表会

（時間は午後3時30分から30分間）

植物・昆蟲標本、科学写真展示

（時間は午後2時から3時30分）

植物標本

（時間は午後2時から3時30分）

特別土地保有税を新設

八月七日に開かれた臨時市議会で、長岡市市税条例の一部が改正され、新たに「特別土地保有税」が設けられました。

これは、国の税制が改正されたことに伴って創設されたもので、いま社会的に問題となっている土地の値上がりを抑制することをねらいとしています。

課税の対象となる土地

課税の対象となる土地は、一日または七月一日以前一年以内に取得した土地の合計面積が、五千平方メートル以上のものであって、●所

農業規模の拡大や相続の場合などは非課税



坂東三津五郎

沢村田之助

十日二十五日、NHK交響楽団

月二十八日の安川加寿子ピアノリサイタルに

を迎えて開幕する市立劇場は、十

月二十八日の安川加寿子ピアノリ

大歌舞伎を上演いたします。

大歌舞伎上演

松竹大歌舞伎上演

松竹大歌舞伎上演

市立劇場

市立劇場

坂東三津五郎、中村雀右衛門

坂東三津五郎

門、沢村訥升、沢村田之助

門、沢村訥升

片岡我當、大谷友右衛門など四十八名

片岡我當、大谷友右衛門など四十八名

九月二十日(木)から市立劇場事務室(市役所二階)

九月二十日(木)から市立

劇場事務室(市役所二階)で発売

劇場事務室(市役所二階)で発売

価格(合計額)×1/100

価格(合計額)×1/100

の土地にかかる固定資産税額)

の土地にかかる固定資産税額)

税率は

税率は

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

・土地の取得に対し課するもの(取得課税)

・土地の取得に対し課するもの(取得課税)

3/100

3/100

するもの(取得課税)

するもの(取得課税)

1.4/100

1.4/100

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

・土地の所有者、取扱者が納税義務者となります。ただし、相続や法人の合併などの形式的な所有権の移転、農林漁業の経営規模拡大、工場の地方分散、環境

・土地の所有者、取扱者が納税義務者となります。ただし、相続や法人の合併などの形式的な所有権の移転、農林漁業の経営規模拡大、工場の地方分散、環境

に計算されます。

に計算されます。

・保有課税の場合、(土地の取得

・保有課税の場合、(土地の取得

価格の合計額)×1/100

価格の合計額)×1/100

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

・土地にかかる固定資産税額)

・土地にかかる固定資産税額)

税率は

税率は

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

3/100

3/100

するもの(取得課税)

するもの(取得課税)

1.4/100

1.4/100

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

・土地の所有者、取扱者が納税義務者となります。ただし、相続や法人の合併などの形式的な所有権の移転、農林漁業の経営規模拡大、工場の地方分散、環境

に計算されます。

・保有課税の場合、(土地の取得

・保有課税の場合、(土地の取得

価格の合計額)×1/100

価格の合計額)×1/100

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

・土地にかかる固定資産税額)

・土地にかかる固定資産税額)

税率は

税率は

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

3/100

3/100

するもの(取得課税)

するもの(取得課税)

1.4/100

1.4/100

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

・土地の所有者、取扱者が納税義務者となります。ただし、相続や法人の合併などの形式的な所有権の移転、農林漁業の経営規模拡大、工場の地方分散、環境

に計算されます。

・保有課税の場合、(土地の取得

・保有課税の場合、(土地の取得

価格の合計額)×1/100

価格の合計額)×1/100

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

・土地にかかる固定資産税額)

・土地にかかる固定資産税額)

税率は

税率は

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

3/100

3/100

するもの(取得課税)

するもの(取得課税)

1.4/100

1.4/100

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

・土地の所有者、取扱者が納税義務者となります。ただし、相続や法人の合併などの形式的な所有権の移転、農林漁業の経営規模拡大、工場の地方分散、環境

に計算されます。

・保有課税の場合、(土地の取得

・保有課税の場合、(土地の取得

価格の合計額)×1/100

価格の合計額)×1/100

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

・土地にかかる固定資産税額)

・土地にかかる固定資産税額)

税率は

税率は

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

3/100

3/100

するもの(取得課税)

するもの(取得課税)

1.4/100

1.4/100

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

・土地の所有者、取扱者が納税義務者となります。ただし、相続や法人の合併などの形式的な所有権の移転、農林漁業の経営規模拡大、工場の地方分散、環境

に計算されます。

・保有課税の場合、(土地の取得

・保有課税の場合、(土地の取得

価格の合計額)×1/100

価格の合計額)×1/100

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

・土地にかかる固定資産税額)

・土地にかかる固定資産税額)

税率は

税率は

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

3/100

3/100

するもの(取得課税)

するもの(取得課税)

1.4/100

1.4/100

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

の年1月1日以後に取得するもの、となっています。

・土地にかかる固定資産税額)

・土地にかかる固定資産税額)

税率は

税率は

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

・土地の所有に対し課するもの(保有課税)

3/100

3/100

するもの(取得課税)

するもの(取得課税)

